

八尾市フィルムコミッション運営支援ボランティア活動要綱

令和3年6月7日制定

(目的)

第1条 この要綱は、八尾市（以下、「本市」という。）が「映画のまち・やお」づくりに向けて取り組む八尾市フィルムコミッションの運営において、市民が自主的に参画し、協力するボランティア活動に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 登録者

八尾市フィルムコミッションの運営を支援するボランティア活動を行う者（事業者を含む）として登録が認められた者をいう。

(2) 映画等

映画、テレビ番組、コマーシャル、出版物等をいう。

(3) 制作事業者

撮影・編集等、撮影場所のセット設営、出演者の手配を含め映画等を制作するために必要な作業を担う事業者をいう。

(ボランティア活動内容)

第3条 市民が自主的に参画し協力するボランティア活動（以下、「活動」という。）は、次の各号にかかげるものとする。

(1) 本市が支援を行う映画等の作品等の端役を演ずる臨時雇用の出演者（以下、「エキストラ」という。）。)

(2) 本市の魅力である地域資源（自然、建造物、事業者、人・市民活動等）の情報収集及び提供活動。

(3) 市内で映画等の撮影等を行う際に補助的な業務を担う活動。

(4) 市内で制作事業者が映画等を制作する際に必要な機材や物品等及びスタッフの食事等（以下、「資機材等」という。）を無償・有償にて貸与又は提供する活動。

2 前項の各号で規定する活動を行う上で必要な事項については、別に定める。

(登録の申請)

第4条 活動への参加を希望する者は、ボランティア登録申請書（様式第1号-①又は様式第1号-②）に必要な事項を記載し、市長に登録を申請することができる。

2 市長は、前項の登録申請書を受理した後、申請内容に関して本人又は保護者と面談等を行った後、登録の可否の決定を行い、速やかに申請者に回答するものとする。

3 市長は、申請者に登録決定の回答を行う際には、活動の内容や留意事項等について説明を行うものとする。

4 申請を行えるものは次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本市に在住、在勤、在学（大学・大学院生、専門学校生等）のいずれかに該当す

る者であり、年齢が 18 歳以上であること。ただし、第 3 条第 1 項第 4 号で規定する活動を除く。

- (2) 第 3 条第 1 項第 1 号で規定するエキストラについては、年齢が 18 歳に満たない場合は保護者の同意がある場合に限って登録申請が行うことができる。
- (3) 第 3 条第 1 項第 4 号で規定する活動については、事業者（店舗や企業等）を原則とする。

5 以下に該当する者は登録できない。

- (1) 八尾市フィルムコミッションを特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者
- (2) 八尾市フィルムコミッションの適正な運営を妨げる恐れがある者
- (3) 八尾市暴力団排除条例（平成 25 年八尾市条例第 10 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者
- (4) 法令又は公序良俗に反する者
- (5) その他、市長が不相当と判断する者

（登録有効期間）

第 5 条 第 4 条に規定する登録の有効期間は、登録決定日から決定日の属する年度の 3 月 31 日までとする。

2 登録期間満了日以降も活動の継続を希望する者は、改めて継続の意思表示を行い、市長が必要と認めた場合、活動を継続することができる。継続の意思表示の手続きについては、登録者に個別に行う。

（登録内容の変更）

第 6 条 第 4 条における登録の内容に変更が生じた場合、速やかに市長に申し出なければならない。

（登録の取消）

第 7 条 市長は次の各号のいずれかに登録者が該当すると認められたときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者（登録者が 18 歳未満の場合はその保護者）が、活動の継続が困難と判断し、ボランティア登録内容変更届（登録の取消）（様式第 2 号）を提出してきたとき。
- (2) ボランティア登録申請書（様式第 1 号－①又は様式第 1 号－②）に虚偽の申請又は不正な手段により登録を行ったことが判明したとき。
- (3) 登録者が制作事業者又は関係者に対して、迷惑行為又は不適切な行為を行ったとき。
- (4) その他、市長が登録を取り消すことが、八尾市フィルムコミッション事業に必要と判断したとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、登録者に対してその旨を通知するものとする。

（登録者の責務）

第 8 条 登録者は、次の各号に規定することを遵守すること。

- (1) 八尾市フィルムコミッションの運営に積極的に協力を行うこと。
- (2) 活動の際に知り得た個人情報、八尾市個人情報保護条例（平成10年八尾市条例第24号）の規定に基づき適切に取り扱い、他人の権利利益を侵害しないこと。また、登録を取り消した後も同様とする。
- (3) 活動を行うにおいて、公序良俗に反する行動は行わないこと。
- (4) 制作事業者の承諾なく、制作現場の撮影を行わないこと。
- (5) 映画等の制作に関する情報は、他者へ口外しないこと。

（活動）

第9条 市長は、第3条第1項第1号及び第3号に規定する活動を行う者について、第4条の規定に基づき登録を行った者の中から候補者を選考し、候補者に対して、活動の参加の有無について確認を行うものとする。

2 第3条第1項第1号及び第3号に規定する活動の場所は、原則、八尾市内とする。

（活動中の保険）

第10条 市長は、登録者が第3条第1項第1号及び第3号に規定する活動中に発生した事故等に備え、ボランティア活動保険への登録を行う場合がある。

（謝礼等）

第11条 市長は、登録者が活動を行ったことに対して、謝礼、日当及び交通費、その他活動に要した費用を支払わないものとする。ただし、第3条第1項第4号に規定する活動について、登録者が有償とした場合は、制作事業者がその対価を登録者に支払うものとする。

2 第3条第1項第1号に規定する活動に従事した際に、映画等の撮影の進行により長時間の拘束があった場合、食事代等の費用を制作事業者等から支給される場合がある。

（庶務）

第12条 この要綱に基づく庶務は、魅力創造部観光・文化財課が行う。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は魅力創造部長が別に定める。

付則

この要綱は、令和3年6月7日から施行する。